

11 生徒心得

校訓「君の心に聴け」を心に銘記し、常に佐和高生としての誇りと自覚を持ちましょう。

校章は、旧勝田市の「市の花」であるツツジ（サツキ）をデザイン化したものです。そこには、この花が、赤、紫、純白と色とりどりに美しい花を咲かせるのと同じように、生徒一人ひとりが自分の個性を十分に開花させてほしい、という願いが込められています。何よりも花の美しさに驚き感動する心を忘れずに、何事にも真剣に取り組み、自ら考え自ら問題を解決してゆくような人になりましょう。

また、ツツジの花言葉は「節制」です。そこから、自らを律すること、つまり集団生活に不可欠な自律的な生活を重んじる意味合いも込められています。学校も一つの社会である以上、一定の秩序や規則が必要です。それが守られてこそ私たちは明るく快適な生活を送ることができます。しかし、単に規則を守ればよいということではなく、相手の立場をよく理解し相手を思いやり尊敬する気持ちがなければなりません。それでなければ、規則は守れないしその意図するところは実現できません。一人ひとりが学校生活の意味を考え、お互いに尊敬し協力しあえる楽しい学校にしていきましょう。

（１）学習

ア 授業開始のベルが鳴る前に座席につき、準備して静かに待つ。

イ 授業中は、定められた座席につき許可なく移動しない。

ウ 授業時間開始後５分以内に教科担当の先生が来ない場合は職員室にいる先生に指示を受ける。

エ 考査は監督の先生に従い、不正行為はしない。

（２）登下校

ア 始業時間に余裕を持って登校するよう心がける。

イ 徒歩通学者は、右側通行し、交通規則を守る。

ウ 自転車通学者は、左側通行を原則とし、道路交通法を守る（自転車通学許可は自賠責保険加入が必須）。

エ 電車、バス通学者は、車内の公衆道徳を守り、他人に迷惑をかけない。

オ 生徒の平日の下校時刻は原則として次のとおりとする。

（ア）一般生徒 16:55

（イ）部活動の生徒 18:00

カ 登下校時、交通事故に遭遇したときは、相手の氏名、連絡先等を必ず確認し、ケガがある場合はすぐに救急車を呼び、警察に通報する。そして学校へも連絡を入れる。

キ 佐和駅無料駐輪場を使用する者は、使用規定を守り、必ず鍵をかけること（二重ロック推奨）。万一盗難に遭った場合は、すみやかに警察及び学校に届ける。

ク 自家用車で送迎をうける場合、正門内（敷地内）には入らず、正門外で下車して歩くこと（ただし、ケガ等の場合は除く）。正門前道路に駐停車することや送迎場所にコンビニ等の駐車場を利用することは迷惑行為になるのでしない。

（３）交友

人の嫌がる行為（SNS等を含む誹謗中傷、暴力、嫌がらせ、悪口、からかい、いじり、無視など）はどんな些細なことでもやられた側がいじめと受け取ればいじめになるので、常に相手の気持ちを考えた接し方をすること。（佐和高校いじめ防止基本方針参照）

(4) 校内生活

- ア 服装・頭髪は本校の規定に従った容儀を守る。(服装・頭髪規定参照)
- イ 履物、雨具等は、所定の場所に保管する。
- ウ 上履(兼体育館履)、下履は、所定のものを使用する。かかとを折らずにきちんと履く。
- エ 所持品は必ず記名し、紛失しないように注意する。
- オ 物品や金銭の貸借はしない。不必要な金銭を持参しない。また学校生活に不必要なものは持参しない。
- カ 公共の施設を大切に使う。もし汚損した場合は、すみやかに先生に連絡する。この場合、弁償することを原則とする。
- キ 各自の靴箱、ロッカー(鍵の使用)は常に整理整頓して大切に使う。
- ク 授業や行事で教室を空ける際は、係生徒が教室を施錠し鍵を保管する。
- ケ 昼食は4時間目終了後の昼休みに教室等でとる。
- コ 清掃は全員協力して分担区域を清掃し、校舎内外の美化につとめる。終了後は監督の先生に報告する。
- サ 欠席、遅刻をする場合は、原則として、事前に担任に申し出て所定の届(生徒手帳)を提出する。なおやむを得ず当日欠席又は遅刻する場合は、できるだけ保護者等が学校に遅刻欠席等連絡フォームで連絡し、無断欠席、無断遅刻はしない。
- シ 遅刻した場合は、職員室に遅刻カードを取りに行き、記入後、教科担当の先生にカードを提出して授業を受ける。
- ス 早退する場合は、担任に早退許可証をもらい、帰宅後、学校に電話連絡する。
- セ 登校後に無断で校外に出てはならない。外出の必要がある場合は、担任に申し出て外出許可証を携帯して外出する。帰校後ただちに報告し、外出許可証を返却する。
- ソ 校内における集会行事、出版物の発行、ポスターの掲示、雑誌、印刷物の配布、貼付等はすべて、特別活動部に届け出て許可を得る。
- タ 許可なくして絶対に火気を使用しない。また、ライター、マッチ類は一切所持しない。喫煙具、喫煙類似器具(電子タバコ等)も一切所持しない。
- チ ノンアルコール飲料はアルコール飲料類似品と見なし、校内・校外での所持や飲用をしない。
- ツ 拾得物や紛失物のあった場合には、すみやかに先生に届け出る。
- テ スマートフォン・携帯電話等の通信機器の使用については、必要最低限度にとどめる。授業時間等においては電源を切り、鞆にしまうなど、マナーを徹底する(考査での教室持ち込みは不正行為とする)。また、校内の電源で充電はしない。
- ト SNS等に許可、同意なく学校内外の画像・動画を載せない。生徒、職員の個人情報を載せない。SNSを利用する場合は「佐和高校ソーシャルメディアガイドライン」を遵守して使用ルールを守り、他者に絶対迷惑を掛けない。

ナ 部活動

- (ア) 常に顧問の先生の管理下で活動し、顧問の先生の関知しない活動は認めない。
- (イ) 時間を守り、能率的効果的な練習に努める。
- (ウ) 夏季はこまめな水分補給と適度な休憩をとり、熱中症にならぬよう十分気をつける。
- (エ) 部室の使用は「各室利用規程(2)部室」の規定に従う。

(オ) 休日の登下校時は標準服または部の指定のウェアを着用する。

(5) 校外生活

ア 常に佐和高生としての誇りをもって品位ある行動を取るよう心がける。

イ 未成年者入場禁止の場所や好ましくない環境の飲食店、娯楽場（風俗店、居酒屋・スナック、パチンコ・スロット等遊戯施設、ギャンブル施設）へ出入りしない。

ウ 学校の内外を問わず、暴力的、破壊的行為や社会秩序を乱す行為はしない。

エ バイク（原付、自動二輪）、自動車を運転して通学しない。また、家庭においてもバイクの免許取得、無免許運転、同乗をしない。（バイク・自転車通学規定参照）

オ 自転車の二人乗り、傘さし運転、スマートフォン・携帯電話の操作、イヤホンを付けての運転、並走、夜間の無灯火運転はしない。（バイク・自転車通学規定参照）

カ アルバイトをする場合は、担任に所定の願を提出する。無許可では行わない。（アルバイトに関する規定参照）

キ JR等の学割を申請する場合は所定の届を担任に提出する。

ク 見知らぬ人の車に絶対乗らない。つきまとい、変質者、ストーカーなどの不審者に遭ったら、ただちに身の安全を図って避難し、警察及び学校に連絡する。

ケ 飲酒・喫煙行為またはそれに見間違えられる類似行為を絶対にしない。

コ 違法薬物、危険ドラッグ等には絶対に手を出さない。

サ タトゥー（入れ墨）は入れない。

シ 生徒、家族及び近所に法定伝染病が発生した場合は、ただちに学校に連絡し指示を受ける。

ス 万一、事故が発生した場合は速やかに学校へ連絡する。

(6) 長期休業日の生活

長期休業日（夏季休業日、冬季休業日、学年始学年末休業日）は佐和高生としての誇りと品位をもって慎重に行動し、外部からの批判を受けることのないように慎むこと。

この期間は、学校にかわり家庭において学力、体力の増進をはかる絶好の時期でもある。心身共に健全な生活を営み生徒の本分をあやまらずに有意義な休みを送るように心がける。

万一事故が発生した場合は、ただちに学校に連絡する。（学校電話番号 029-285-1819）

附 記

平成 30 年 3 月 15 日 一部改正

令和 2 年 2 月 21 日 一部改正

令和 3 年 3 月 16 日 一部改正

令和 4 年 1 月 18 日 一部改正

令和 6 年 3 月 31 日 一部改正

令和 7 年 3 月 31 日 一部改正